

2025年4月1日から 「精神障害者保健福祉手帳」 をお持ちのお客様への 運賃等の割引を開始します

— 割引の対象となるお客さま —

「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に
第1種または第2種の証明がある
ご本人の顔写真が貼付された
「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのお客さま

2025年4月1日に発売するきっぷから
割引を開始いたします。

手帳に「第1種」「第2種」の記載(またはシール等での証明)がない場合は、
手帳の発行元(自治体の窓口など)で証明を受けただうえで
きっぷをお買い求めください。

障がい者手帳をお持ちの方への 運賃などの割引について

割引の適用には 手帳につぎの証明が必要です

手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に
第1種または第2種の証明があること

手帳にご本人の顔写真が貼付(表示)されていること

割引内容 はつぎのとおりです

第1種の方

営業キロが101キロ以上の区間
をご乗車の場合
手帳をお持ちのご本人様のみ
普通旅客運賃を5割引にいたします。

手帳をお持ちのご本人様と
介助の方が同一行程でご乗車の場合
乗車距離に関わらず、ご本人様と介助者1名様の
普通旅客運賃・定期旅客運賃・回数旅客運賃・
普通急行料金を5割引にいたします。

第2種の方

営業キロが101キロ以上の区間
をご乗車の場合
手帳をお持ちのご本人様のみ
普通旅客運賃を5割引にいたします。

手帳をお持ちの
12歳未満のご本人様と
介助の方が同一行程でご乗車の場合
乗車距離に関わらず、ご本人様と介助者1名様の
定期旅客運賃を5割引にいたします。

- 小児の定期旅客運賃は割引をいたしません。
- 介助の方が通学定期券を購入できる資格をお持ちであっても、割引の通勤定期券を発売いたします。

きっぷのお買い求め方法 など

みどりの窓口で



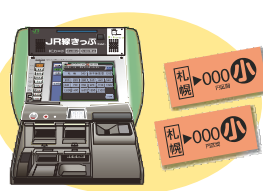
「手帳」をご呈示のうえ
お申し付けください

話せる券売機で



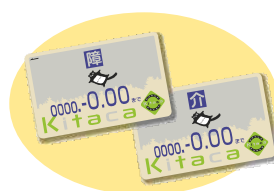
オペレーターを
呼び出してください

自動券売機で



「こども」のきっぷをお求めになり
改札口で証明をお受けください
(ご本人・介助者が大人の場合のみ)

障がい者Kitaca



窓口にお申込み用紙を
ご用意しています
(ご本人が大人・第1種の場合のみ)

- デジタル障害者手帳については、マイナポータルとの連携が完了しているのに限ります。
- 「難病手帳」は対象としておりません。